

亀山市公告第12号

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第4条第1項の規定により、亀山市鳥獣被害防止計画を定めたので、同条第9項の規定により公告し、当該計画を亀山市産業環境部生物多様性・獣害対策室に備え置いて縦覧に供する。

令和8年3月3日

亀山市長 櫻井義之